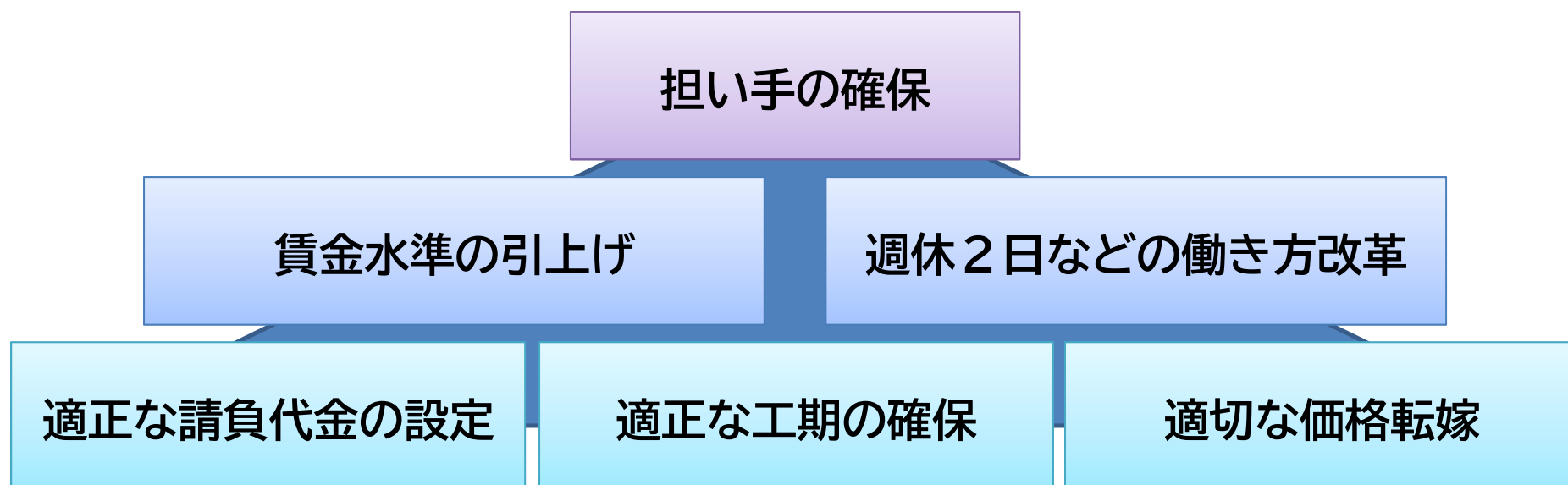


その他(情報提供資料)

1. 適正な工期の確保
2. 円滑な価格転嫁への取組
3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組
4. 中央建設業審議会基本問題小委員会での審議
5. その他

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、担い手の確保が重要であり、建設業における「賃金水準の引上げ」や「週休2日などの働き方改革の推進」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、適正な価格転嫁のための環境整備を促進。

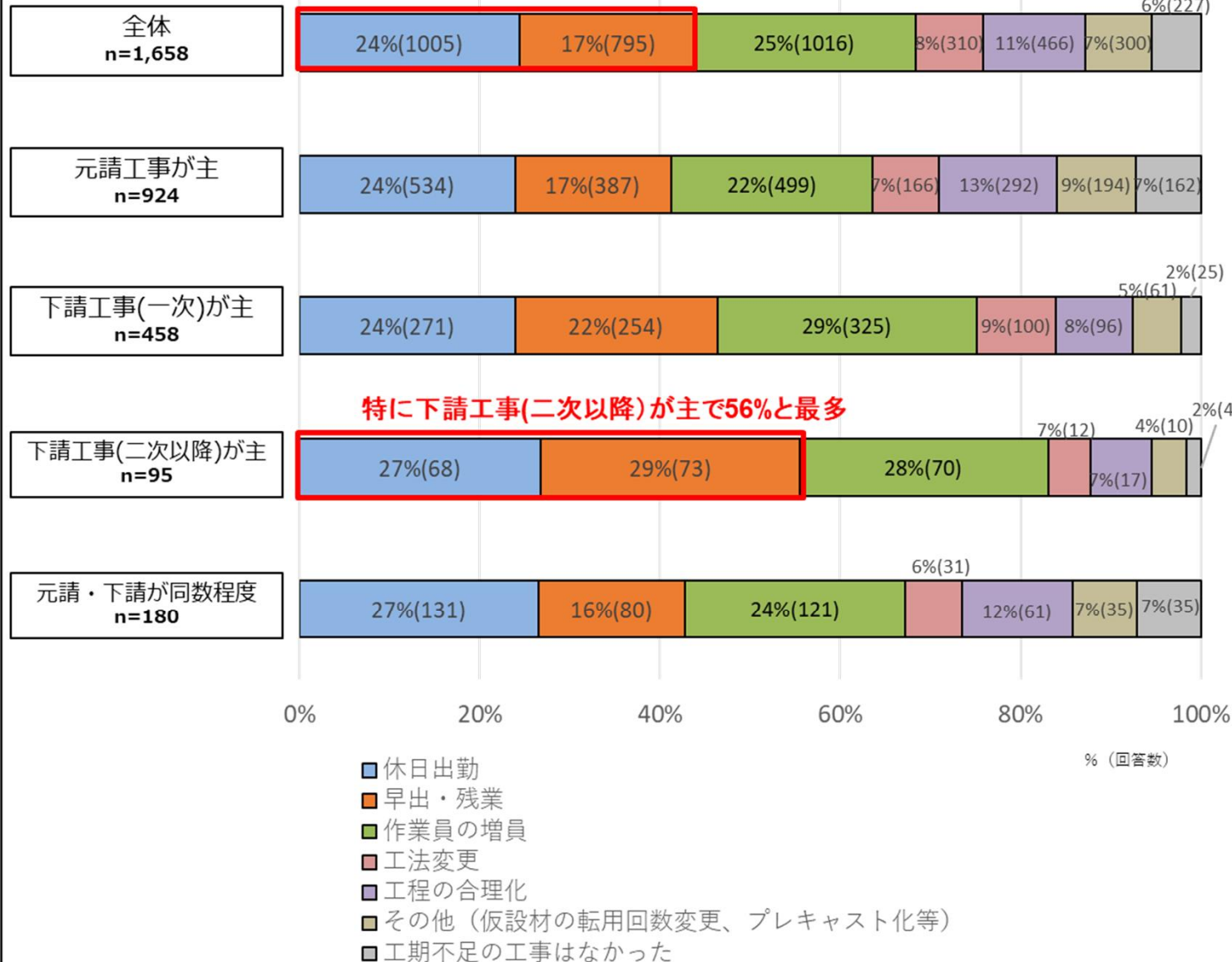


1. 適正な工期の確保

工期不足に対応する取組

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

時間外労働に関する内容が最多



工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働に関する内容が全体の約4割を占める。

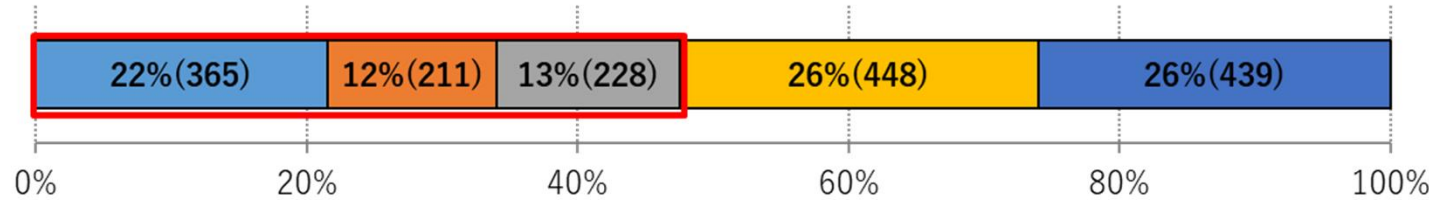
また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

民間工事における工期設定の状況

工期設定の状況 (民間工事)

※調査対象
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社
 ※調査時点
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

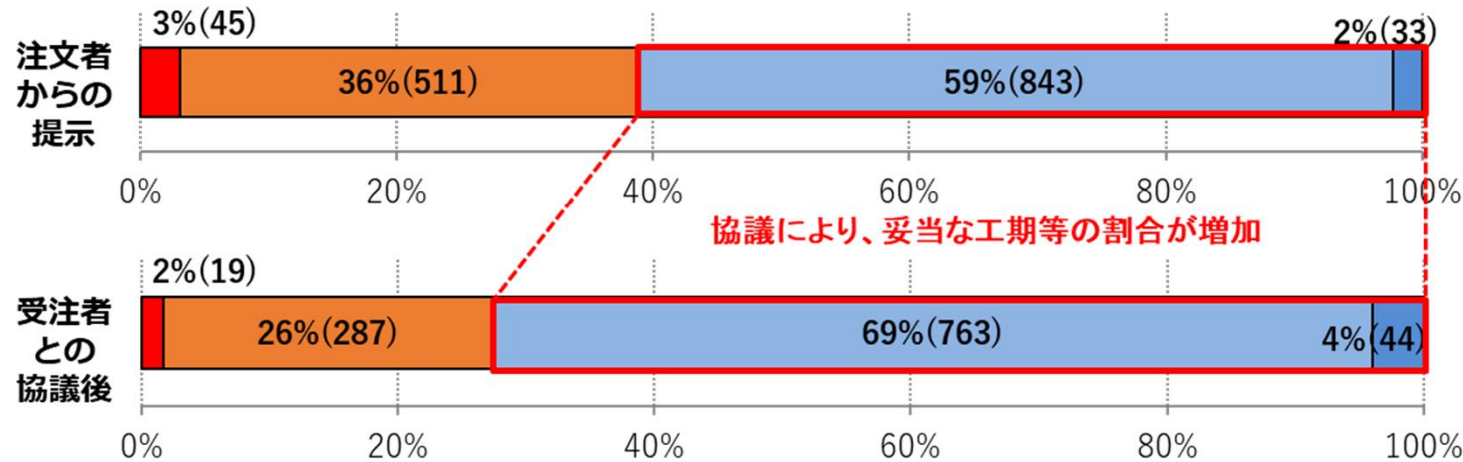
■ 工期設定における受注者要望の反映



- 注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議を依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない(半々程度である)
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

工期設定では、注文者の意向が優先される、受注者の要望が受け入れられないことが多い(約半数)。

■ 工期の適切さ



- 著しく短い工期の工事が多かった
- 短い工期の工事が多かった
- 妥当な工期の工事が多かった
- 余裕のある工事が多かった

注文者と受注者との協議により、妥当な工期又は余裕のある工期の工事の割合が高まる。

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- 相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
- 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

- 予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
- 価格のダンピング対策の強化
- 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び
平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争
入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格
への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、
地質調査その他の調査
及び設計」を、基本理念
及び発注者・受注者の責務
の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化
のための措置を講ずることを努力義務化 <入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：
補佐する者(技士補)を配置する
場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：
一定の要件を満たす場合は
配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の 責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との
連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を
合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する
規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

建設業者

◆**工程の細目を明らかにし、** **工程ごとの作業及びその準備に** **必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- | | | |
|--------------------|---------------------------|---------------------|
| (1) 背景 | (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 | (4) 本基準の趣旨 |
| (2) 建設工事の特徴 | (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 | (5) 適用範囲 |
| (i) 多様な関係者の関与 | (ii) 公共工事における考え方 | (6) 工期設定における受発注者の責務 |
| (ii) 一品受注生産 | (iii) 下請契約 | |
| (iii) 工期とコストの密接な関係 | | |

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理

※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
- (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
- (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野 (2) 鉄道分野 (3) 電力分野 (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第1章 総論

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する基準の考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

受発注者間及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、・・・適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。

(6)工期設定における受発注者の責務

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

・発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する。

<工期設定において受注者の果たすべき責務>

・受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(2)休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

・法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。

・週休2日の確保

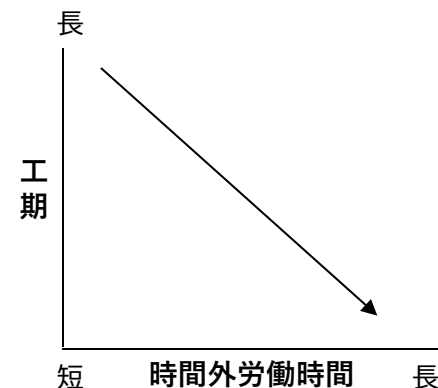
建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

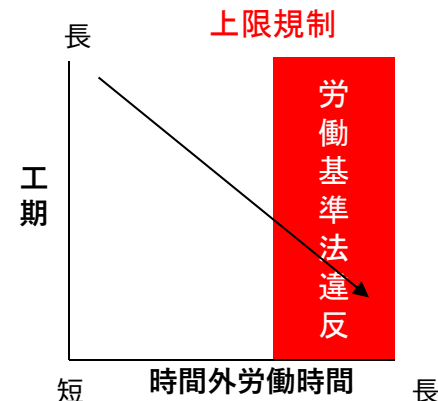
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）



著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

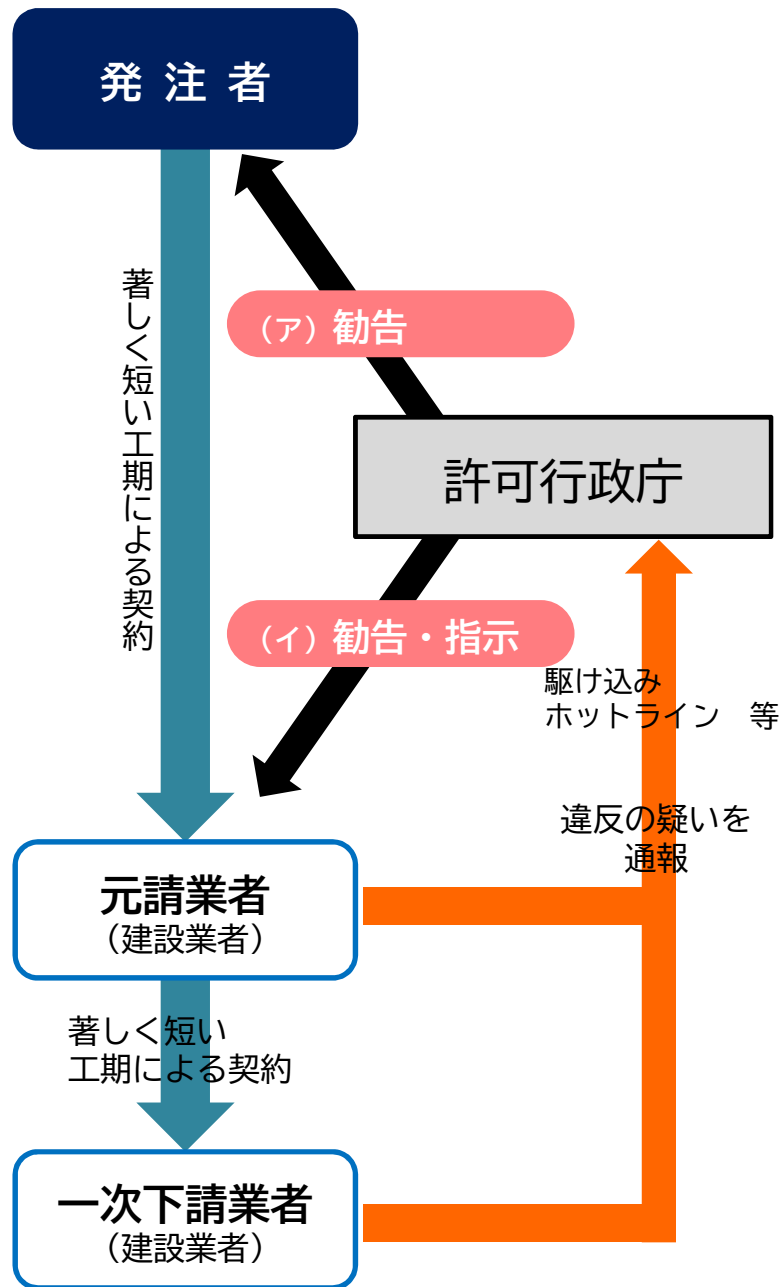
- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い**場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。



（ア）国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができる。
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

（イ）建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や、同法第28条を根拠とする指示処分を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- 仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- 工期設定の指針等を見直し
- 工期の一部の交代制への途中変更を検討
- 新たな経費補正措置の立案を検討
- 公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点

※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）

※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- 各都道府県・市区町村との会議の場において
各地方公共団体に対して直接働きかけ
- 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- 調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】

PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

■はたらきかたスヌメ特設サイト

URL: <https://hatarakikatassusume.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省YouTube

URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター⇒



実施目的

建設業の将来の担い手確保の観点から、長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業の働き方改革を推進することが必要である。令和6年4月に迫っている建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、建設企業への周知、民間発注者への周知及び理解の促進を図る取組の一つとして、労働時間等働き方改革に関する説明会を実施。

【説明内容】

●建設業を取り巻く現状について

就業者数、階層別技能者数、出勤日数、休暇等の状況

●新・担い手3法について

●工期の適正化について

工期に関する基準、著しく短い工期の禁止

●時間外労働規制に対する国土交通省の取組について

●技能者の処遇改善について

国土交通大臣と建設業団体トップとの意見交換会

建設キャリアアップシステムの普及に向けた取組 等



10/18:建設企業向け説明会 (静岡県浜松総合庁舎)
*静岡労働局と連携



10/27:民間発注者向け説明会
*中部不動産情報交換会(栄ガスビル) 建通新聞社中部支社主催

建設工事の 発注者のみなさま

著しく短い工期の契約は 禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、適正な工期設定を行う必要があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

← 詳細は ↓



工期に影響を及ぼす事象を把握したら・・・

- ・地盤沈下、埋設物による土壌汚染
 - ・騒音等の周辺への配慮すべき事象 等
- ➡建設業者に対して、必要な情報を提供する必要があります。

【参考】建設業における働き方の現状



建設業における平均的な休日の取得状況



「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は?



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができます。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は勧告や指示処分を行うことができます。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

← 詳細は ↓

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

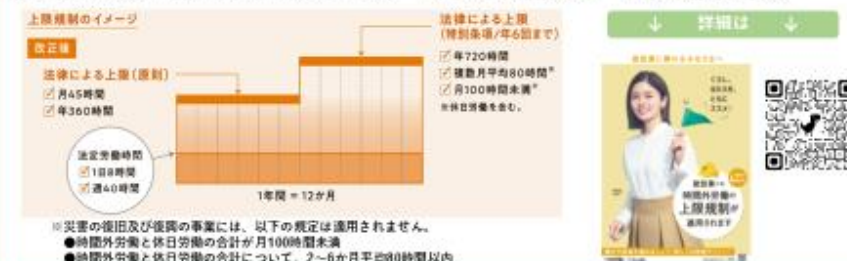
○発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合



時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます(R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
- 建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

建設企業のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、適正な工期設定を行う必要があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

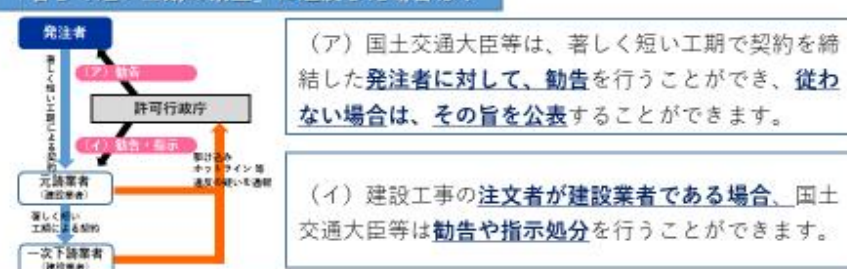
【参考】建設業における働き方の現状



建設業における平均的な休日の取得状況



「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は?



元請負人と下請負人における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、元下間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるかを明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 工事全体の一時中止や前工程の遅れなど、下請負人の責めに帰さない理由により工期を変更する際、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

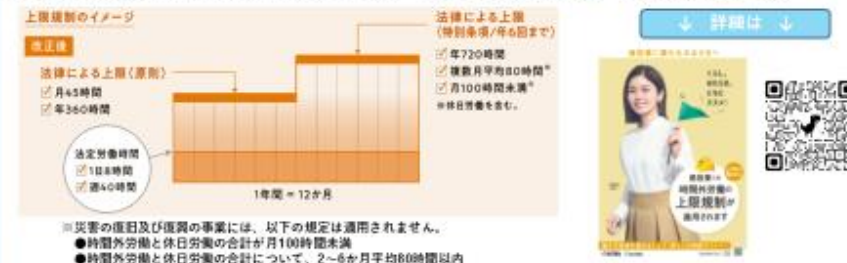
建設業法違反の通報窓口(駆け込みホットライン)

0570-018-240 大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けています。

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます(R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



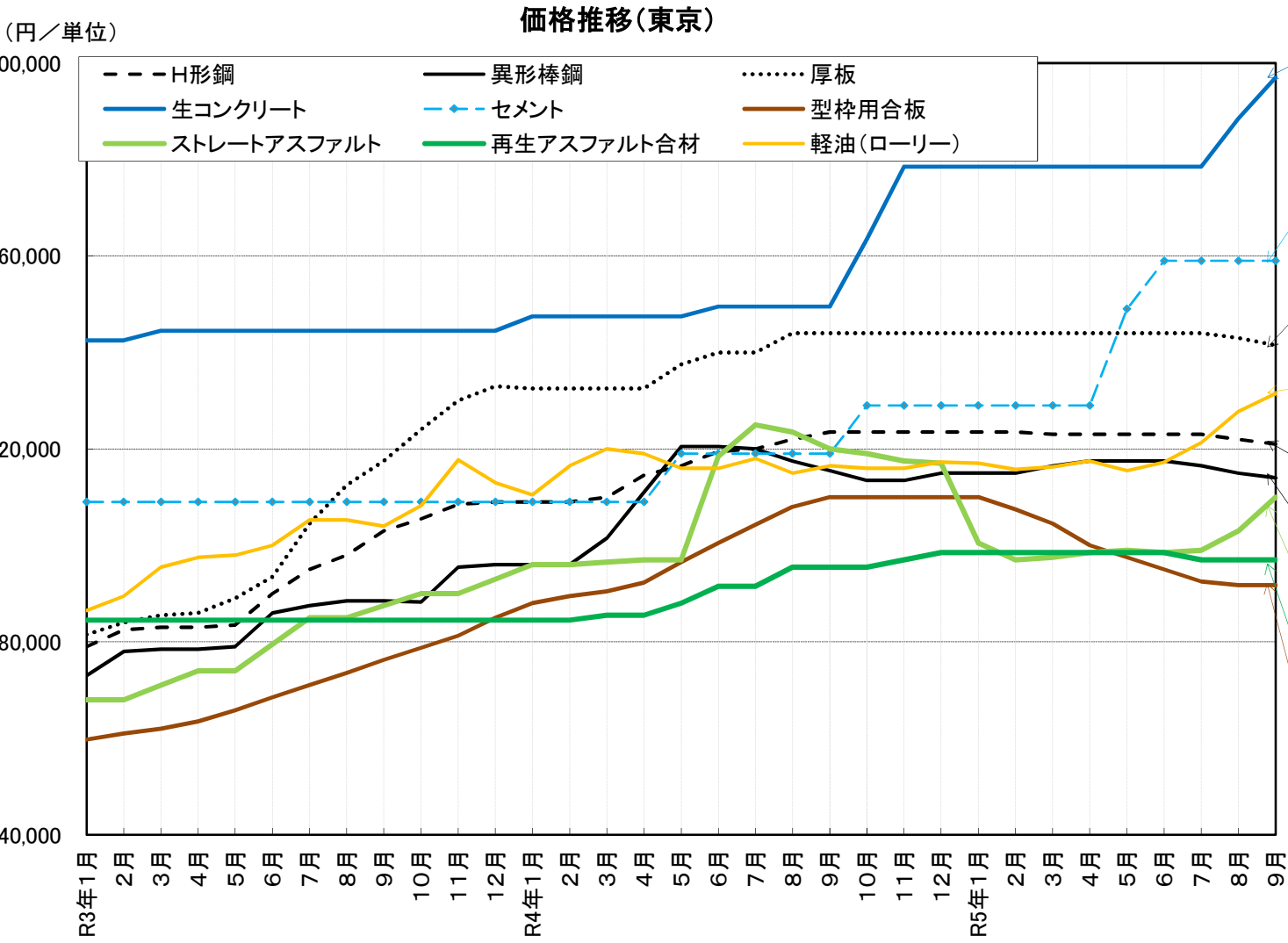
- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
- 受注者は、適正な工期の見積の提出に努め、受発注者間・元下間で協議・合意の上で適正な工期を設定し、工期のダンピングをしてはなりません。

2. 円滑な価格転嫁への取組

主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート（円／10m ³ ）	2023年9月	¥197,000	(+31.8%)
(2022年9月)	¥149,500		
セメント（円／10t）	2023年9月	¥159,000	(+33.6%)
(2022年9月)	¥119,000		
厚板（円／t）	2023年9月	¥141,500	(-1.7%)
(2022年9月)	¥144,000		
軽油（円／kl）	2023年9月	¥131,500	(+12.9%)
(2022年9月)	¥117,000		
H形鋼（円／t）	2023年9月	¥121,000	(-2.0%)
(2022年9月)	¥123,500		
異形棒鋼（円／t）	2023年9月	¥114,000	(-1.3%)
(2022年9月)	¥115,500		
ストレートアスファルト（円／t）	2023年9月	¥110,000	(-8.3%)
(2022年9月)	¥120,000		
再生アスファルト合材（円／10t）	2023年9月	¥97,000	(+1.6%)
(2022年9月)	¥95,500		
型枠用合板（円／50枚）	2023年9月	¥91,750	(-16.6%)
(2022年9月)	¥110,000		

※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、**受注者・発注者（施工主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①**資材単価の設定状況**、②**スライド条項の設定・運用状況について調査**
- 全国の都道府県主催会議（公契連）において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を適切に設定すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長** → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定や必要な契約変更の実施**について要請

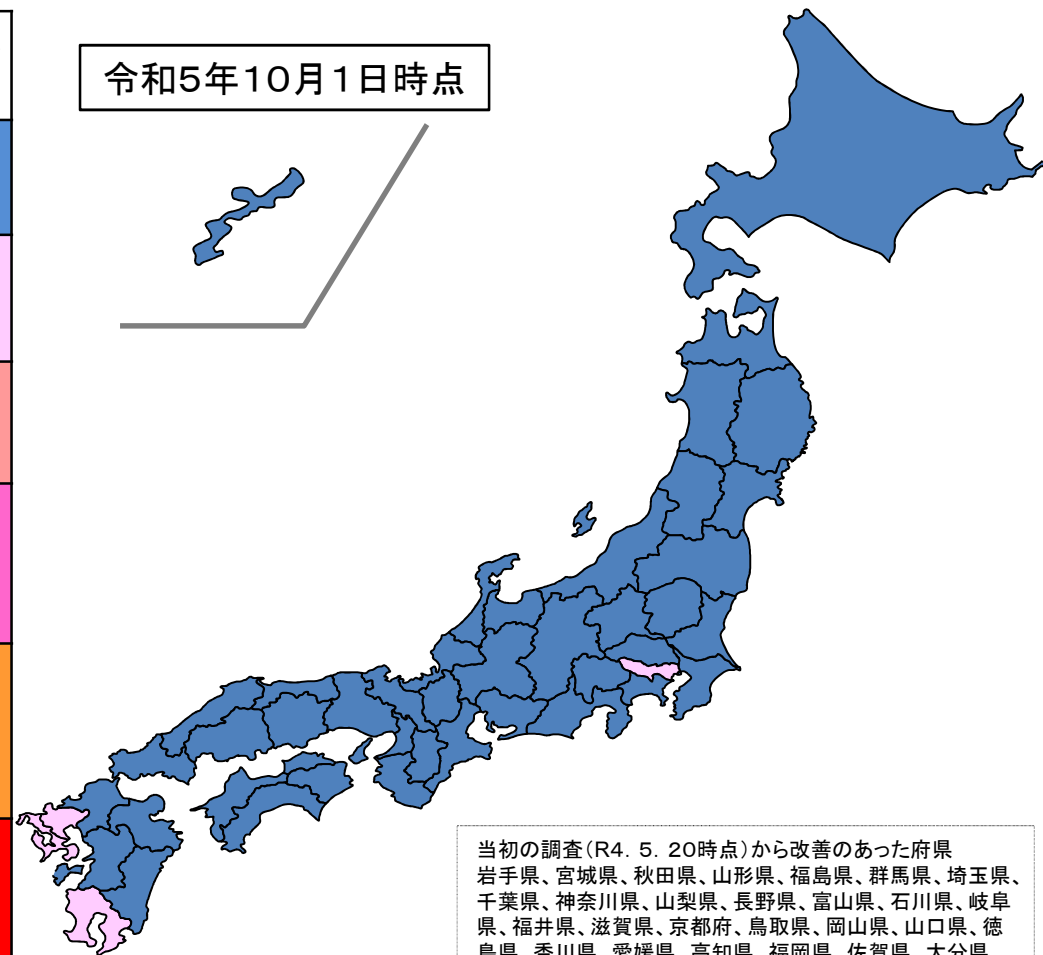
➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

都道府県における材料単価の設定状況 — 物価資料の引用

- 都道府県が予定価格※₁の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している※₂材料単価については、43団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

	材料単価の設定状況	都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	43
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	4
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	0
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

令和5年10月1日時点



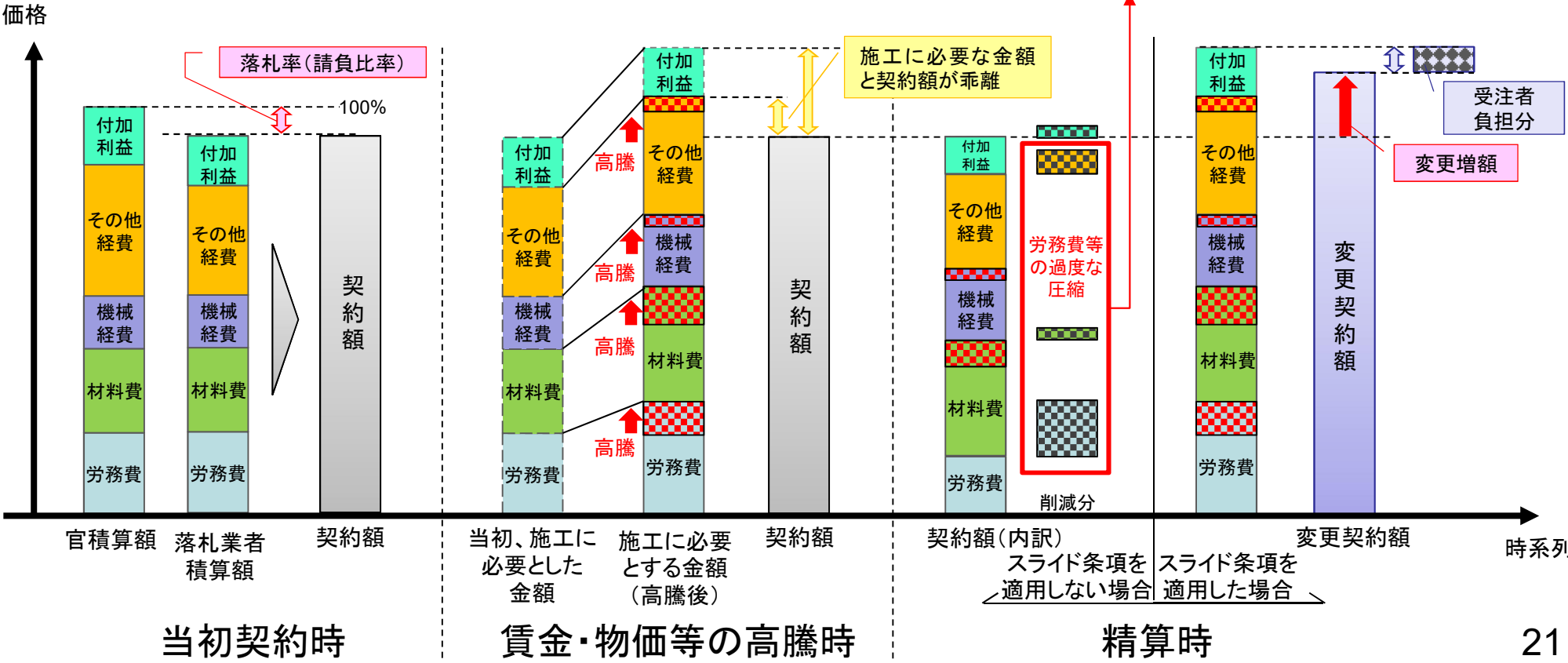
当初の調査(R4. 5. 20時点)から改善のあった府県
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

※₁ 入札時の当初の予定価格

※₂ 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不適当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
 - 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
- スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、
価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
－ 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、
従来どおりに取引価格を据え置くこと
－ 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、
要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)



総合工事業
(受注者／発注者)



窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、
価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

経緯・目的

- 建設労働者の賃金上昇の実現に向け、適正な請負代金による契約締結、スライド条項の適切な設定・運用による適切な価格転嫁等を推進するため、令和3年10月にスタート。
- 受発注者に対するヒアリングによりこれらの状況について詳細に実態把握を行い、留意点や違反の疑いのある事項を直接指摘し、その改善を促す。

調査・指摘事項

調査する項目

- 見積書・契約書
 - ・ 標準見積書の活用状況
 - ・ 法定福利費の割合
- 適正な請負代金の設定
 - ・ 請負契約書への変更条項の記載
 - ・ 元請負人、下請負人からの変更申出状況
 - ・ 変更申出があった場合の対応状況
- 適正な工期の設定
 - ・ 工期設定方法
 - ・ 工程に影響を与える条件の適切な明示
 - ・ 工期変更の状況

など

違反の疑いで指摘した主な事例

下請負人に標準見積書活用の働きかけを行っていないもの。

労務費に照らして、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの。

元請負人による合理的な根拠のない値引きがあり、それにより法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合に協議に応じない、または必要な契約変更を実施しないなど適切な対応が図られていないもの。

不測の事態により当初予定していた工期内での竣工が困難となったが、元請負人の判断で発注者との工期変更の協議をせず、下請負人に対し残業の要請など工期のしわ寄せを行っているもの。

実績・公表

- 令和4年度：149工事
 - ※ 1件の工事につき、複数の下請業者について、請負契約や見積書を調査
- 違反の疑いがあるとして指摘した内容を集計し、広く公表（公表に際しては、匿名性を確保）

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守違反の収集等

駆け込みホットライン等は法令違反疑義情報等の情報収集窓口であり、法令違反の早期発見・早期是正を図る観点から、積極的な活用を促すため、建設業許可通知書等を送付する際にリーフレットを送付するほか、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査等の実施



元請負人・下請負人の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令違反の未然防止、早期発見・早期是正、請負契約の適正化等を図る観点から、年間を通じて、立入検査及びモニタリング調査を機動的かつ効率的に実施する。

今年度の重点事項

○ 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議実施状況、代金支払状況等について、モニタリング調査を行う。

○ 低価格受注工事における下請取引状況の確認

公共工事における低価格受注工事について、入札にあたっての価格設定・積算単価の考え方、下請負人との協議の実施状況・代金の支払い状況等についてモニタリング調査を行う。

○ 著しく短い工期の禁止

工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）の考慮具合を確認、過去の同種類似工事实績との比較、工期の見積り内容の精査、工期設定の結果としての時間外労働の状況等についてモニタリング調査を行う（受発注者間についても同様）。さらに、労働基準監督署と連携して適正な工期の確保に特化したモニタリング調査を実施し、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促していく。

○ 価格転嫁

請負契約における請負代金の変更に関する規定（物価等の変動に基づく契約変更条項等）の適切な設定・運用状況についてモニタリング調査を行う。

○ 下請代金の支払手段

下請代金のうち労務費相当分の現金払い状況等についてモニタリング調査を行う。また、約束手形の利用廃止等に向けて必要な取り組みを進めるよう周知をしていく。

具体的方針

○ 建設業を支える担い手の確保・育成

建設キャリアアップシステムへの登録、退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。

○ 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者は、すべての下請業者に対し、一人親方との再下請負通知書・請負契約書の写しの提出等を徹底を促す。

○ 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

資源有効利用促進法の省令改正により、元請業者に義務化された再生資源利用（促進）計画書の発注者への説明等の制度の周知を図るとともに、適切な対応を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

大臣許可業者に加え、大臣許可業者以外の建設企業に対しても建設業法令遵守ガイドライン等を活用して、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。**立入検査等に合わせて、対象企業に法令遵守の更なる周知を図る。**

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

○不良・不適格業者に対しては、中部地方整備局・各県の建設業許可部局間において、速やかな情報共有、合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図る。

○各県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、連携強化に努める。**とりわけ、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す観点から、各県労働局と連携を強化し積極的な対応を図っていく。**

○民間発注者団体に対しては、**来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、工期に関する基準を踏まえ、受発注者間（下請業者含む）の対等な立場に基づく公平公正かつ最適な工期の設定が必要であることについて、様々な機会を捉えて周知を図っていくこととする。**

○建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、様々な機会を捉えて、一層周知する。

3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



岸田内閣総理大臣記者会見(令和5年9月13日)(抄)

新しい資本主義に向けた取組を加速し、物価上昇率プラス数パーセントの賃上げを継続的に実現するための政策・・・を進め、デフレからの脱却を確実なものとしてまいります。

第二百十二回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和5年10月23日)(抄)

三十年来続いてきたコストカット経済からの・・・変化の流れを掴み取るために、持続的で構造的な賃上げを実現・・・させていく。「経済、経済、経済」、私は、何よりも経済に重点を置いていきます。

成長と分配が持続的に回っていく、物価上昇を十分に超える持続的賃上げが行われる経済を目指していきます。



第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、**最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改革を含めた対応の具体化を進め、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。**

施策例

- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施、賃金上昇等を踏まえた公共調達の実施(国土交通省、厚生労働省、経済産業省等)

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

施策例

- ・建設技能者への適切な賃金支払いの確保に向けた建設キャリアアップシステムの改修等(デジタル庁)
- ・建設業における適切な労務費や賃金行き渡りの確保(国土交通省)

5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

持続可能な建設業の実現に向けて、請負契約の適正化、賃金水準の確保やICTの活用といった、働き方改革と生産性を向上させる取組が必要である。賃金支払の原資となる**適切な労務費の確保**や適正な工期設定の徹底等の**働き方改革**、資材価格の**適切な価格転嫁対策**のため、**法令改正や不適切な契約を是正する組織体制の整備を含めた措置の具体化を早期に行う**。工事現場に配置が必要な監理技術者等に求められる所属建設業者との雇用関係について、連結子会社等の在籍出向者を認める現行の特例制度を拡充することを検討し、2023 年度中を目途に所要の措置を講じる。

施策例

- ・建設分野における監理技術者等に係る制度運用の柔軟化(内閣府・国土交通省)
- ・働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業(国土交通省)

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比；+5.2%（平成24年度比；+65.5%）

主要12職種※（20,822円） 令和4年3月比；+5.0%（平成24年度比；+65.5%）

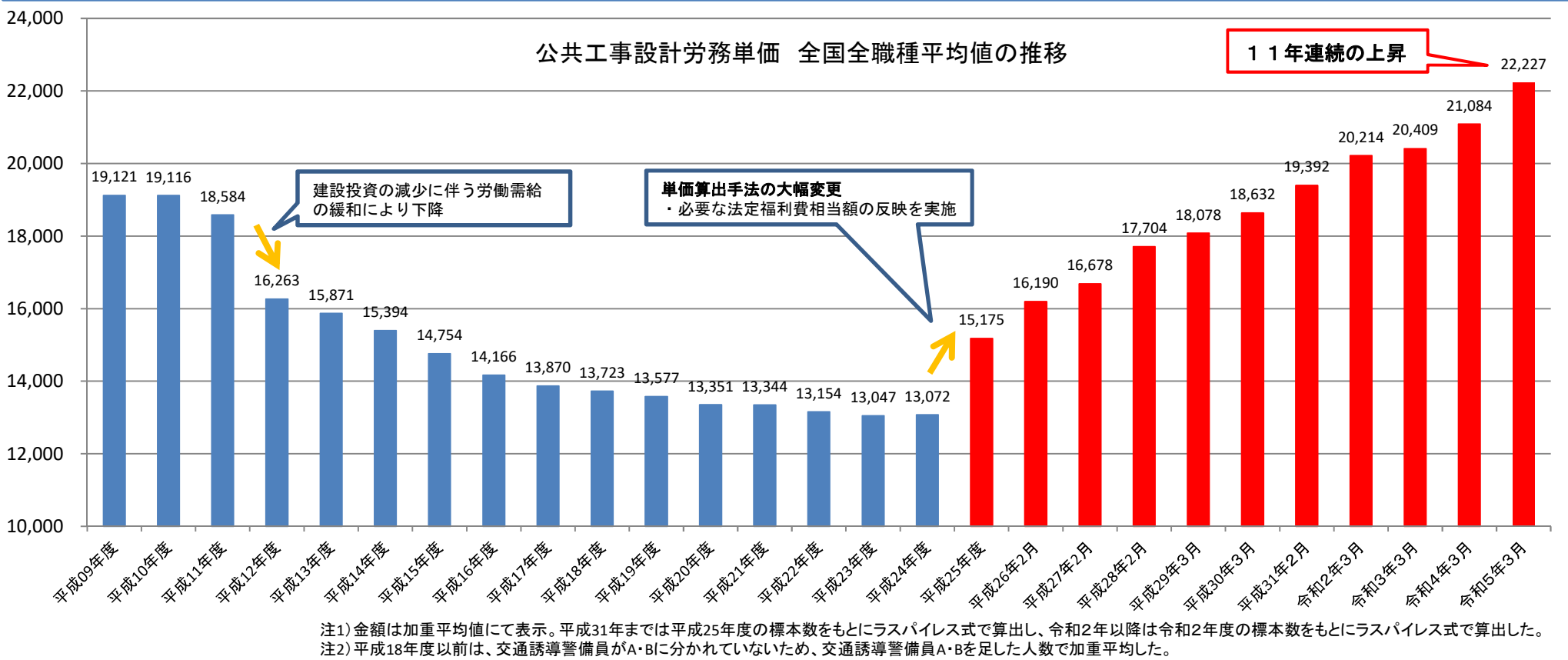
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+4.0%	運転手（一般）	21,859円	+5.8%
普通作業員	20,662円	+5.7%	型枠工	27,162円	+3.8%
軽作業員	15,874円	+6.3%	大工	26,657円	+4.9%
とび工	26,764円	+4.8%	左官	25,958円	+4.0%
鉄筋工	26,730円	+3.6%	交通誘導警備員A	15,967円	+7.1%
運転手（特殊）	25,249円	+5.7%	交通誘導警備員B	13,814円	+6.3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

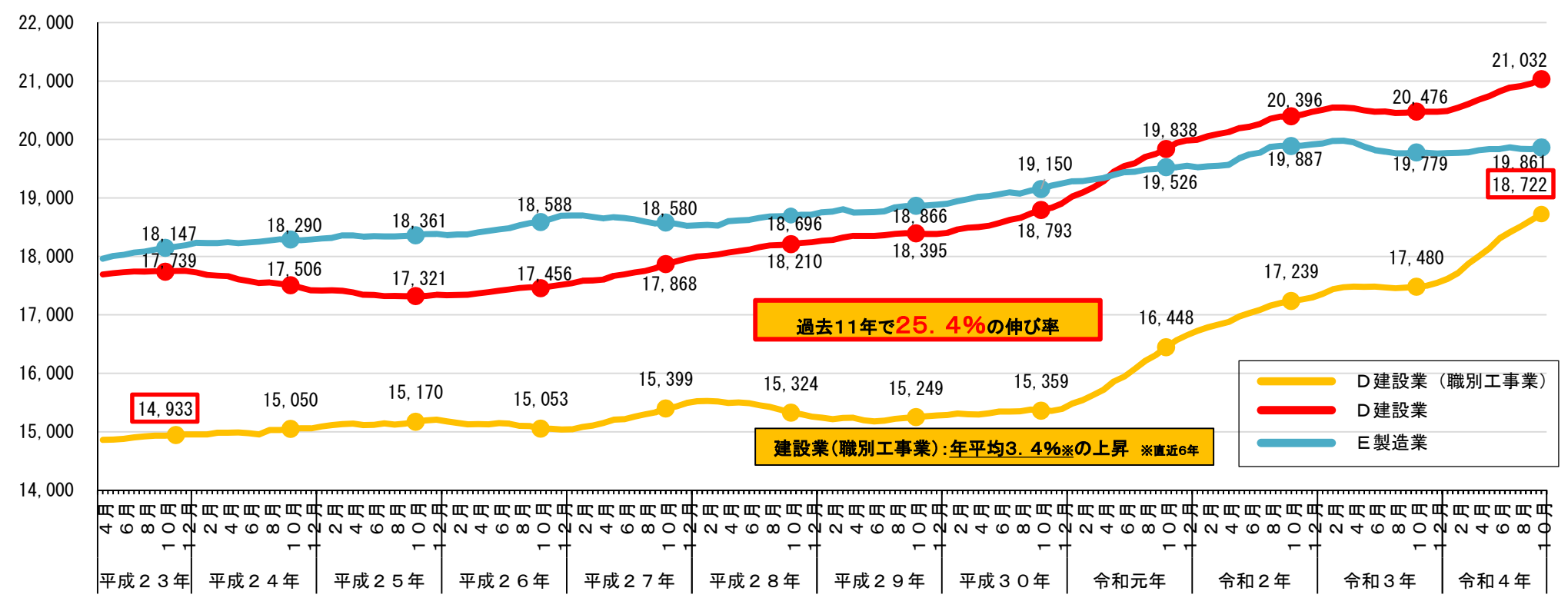
○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

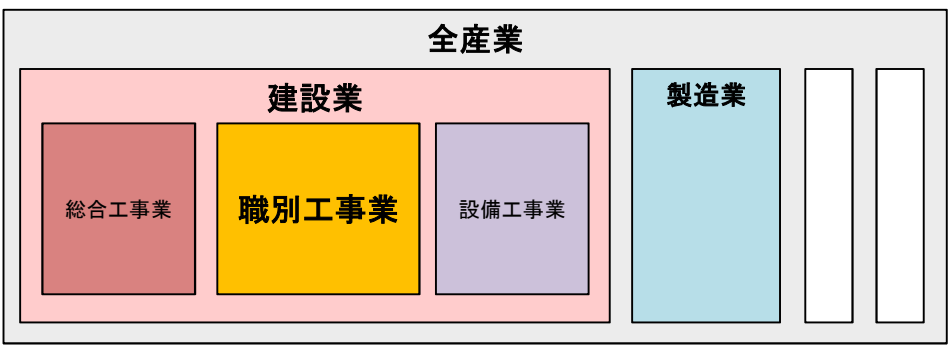
建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移



(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12ヵ月平均
 (「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8÷「所定内労働時間」+ 直近12ヵ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」÷直近12ヵ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

開催概要

日 時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

賃金上昇及び工期の適正化に向けた業界団体の動き

日本建設業連合会

(令和5年3月30日会長通知、同年4月27日通知)

- 技能労働者の賃金水準の引上げについて
日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言…」の2023年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇する趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。
- 「2023年7～9月を「4週8閉所」推進の活動強化期間とする件について」
「4週8閉所」の推進に向けた活動の強化期間を定め…、会員各社において現場での4週8閉所の実施を促進する取組みに注力するよう依頼。

全国中小建設業協会

(令和5年5月16日理事会決議)

- 働き方改革宣言～選ばれる建設業を目指して～
働き方改革の具体的な取組として、「賃上げにつながる好循環を継続し、未来を支える担い手の確保・育成に向けて、今年度は概ね5%の賃金アップを目指し、可能な取り組みを行うこととする。」
・働き方改革をより実効のあるものとするため、全ての関係者が週休2日に向けて工期の適正化に取り組むこととする。」の取組を宣言。

全国建設業協会

(令和5年4月3日会長通知)

- 処遇改善及び働き方改革への取組について
・さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会においては概ね5%の賃上げを目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を会員企業に周知。
・「目指せ週休2日+360時間(360ツープラスサンロクマル)運動」を推進。

建設産業専門団体連合会

(令和5年4月3日会長通知)

- 国土交通大臣と建設業主要4団体の申し合わせについて
請負契約を透明化し必要な経費が確保され下請各層まで労務費を行き渡らせる等、職人の処遇改善の環境を整えた上で、賃金の5%上昇、工期の適正化を目指す旨会員に周知。

賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 ①安定的・持続的な公共投資の確保とともに、②適正な予定価格の設定や、③ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及**を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

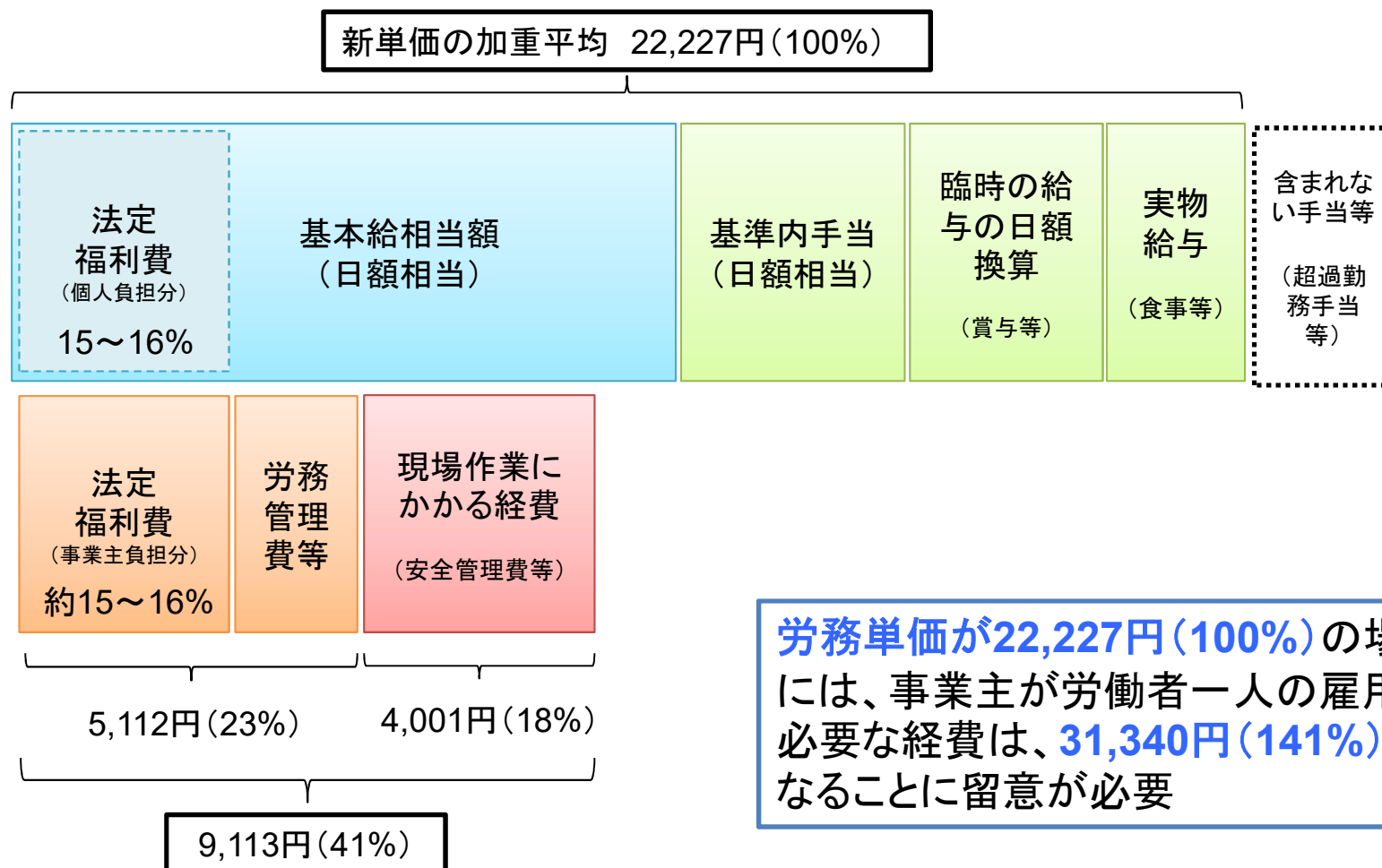
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）

・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）

・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



労務単価が22,227円(100%)の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、**31,340円(141%)**になることに留意が必要

建設業における社会保険加入対策の概要（平成24年度～）

中央建設業審議会

「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」

（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

○建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）

- ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
- ・実施後5年（H29年度）を目的に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

○経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）

- ・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）
- 減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）

○許可更新時等の確認・指導（H24.11～）

- ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
- ・立入検査時には元請企業による下請企業への指導状況も確認
- ・未加入の企業は保険担当部局に通報

○許可要件化（R2.10～）

- ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

○国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）

- ・二次下請以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
- ・二次下請以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）

○地方公共団体発注の工事における対策の実施

- ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
- ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

○工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

○下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）

- ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
- ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
- ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
- ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

6. 法定福利費の確保

○直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）

- ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映

○法定福利費を内訳明示した見積書の活用

- ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
- ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
- ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請（R3.12～）

○請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）

- ・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示

○法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9～）

7. その他

○周知・啓発・相談体制の充実等

- ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
- ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～R元）、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1～）

4. 中央建設業審議会基本問題小委員会 での審議

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供の義務化**
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) **標準労務費の勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における**不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする販売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等**の**専任制度等**の合理化

※ 今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

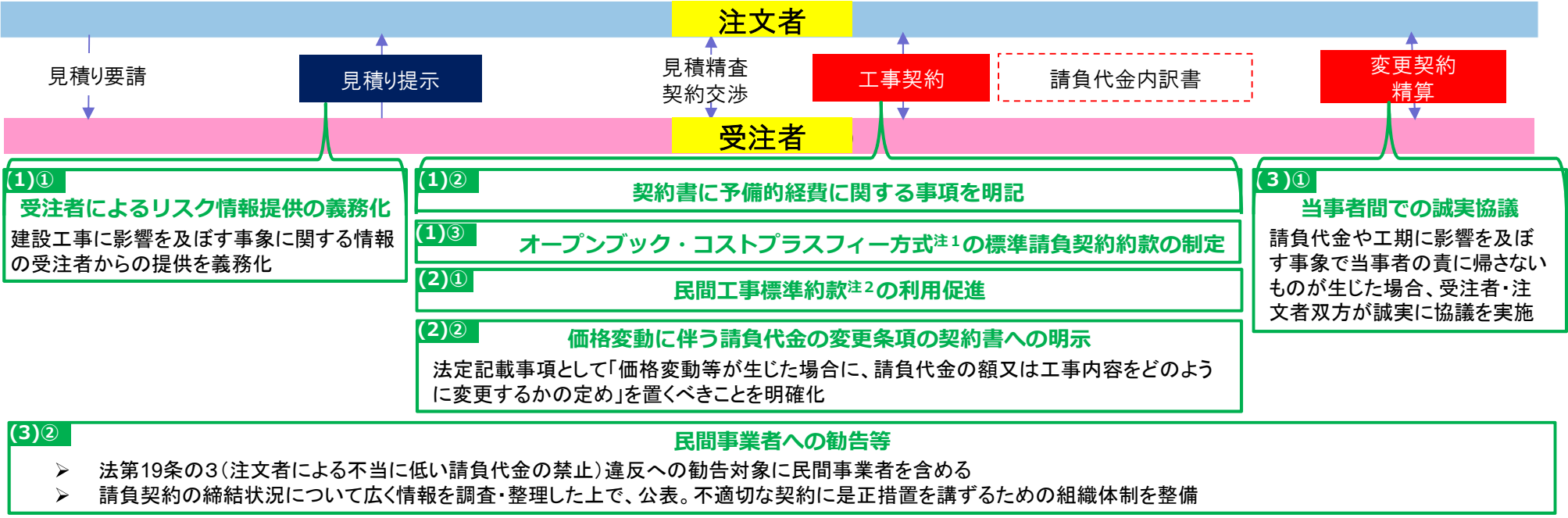
現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。
(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

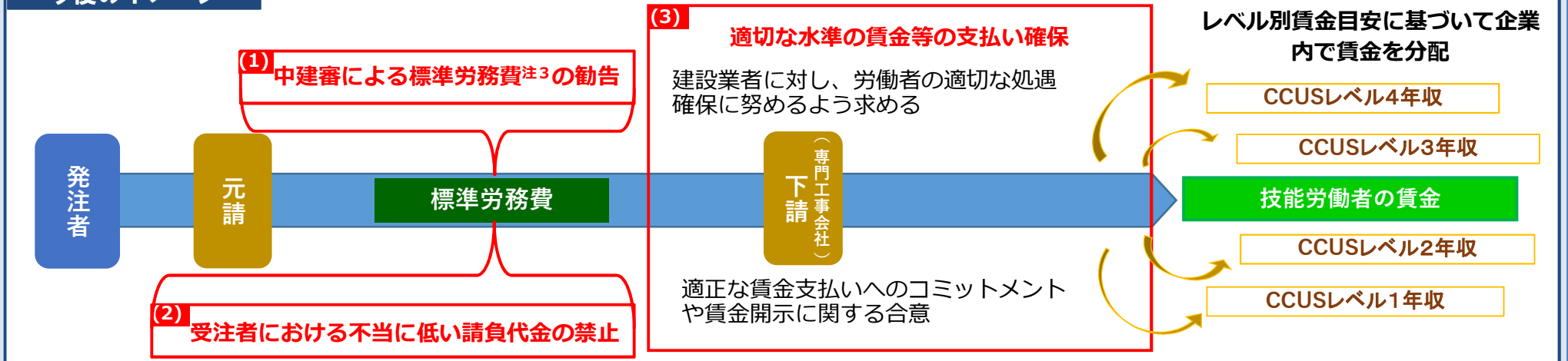
現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、**不当な安値での受注を排除**していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた**適切な賃金の支払いや処遇の改善**（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

(注3) 標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状・課題

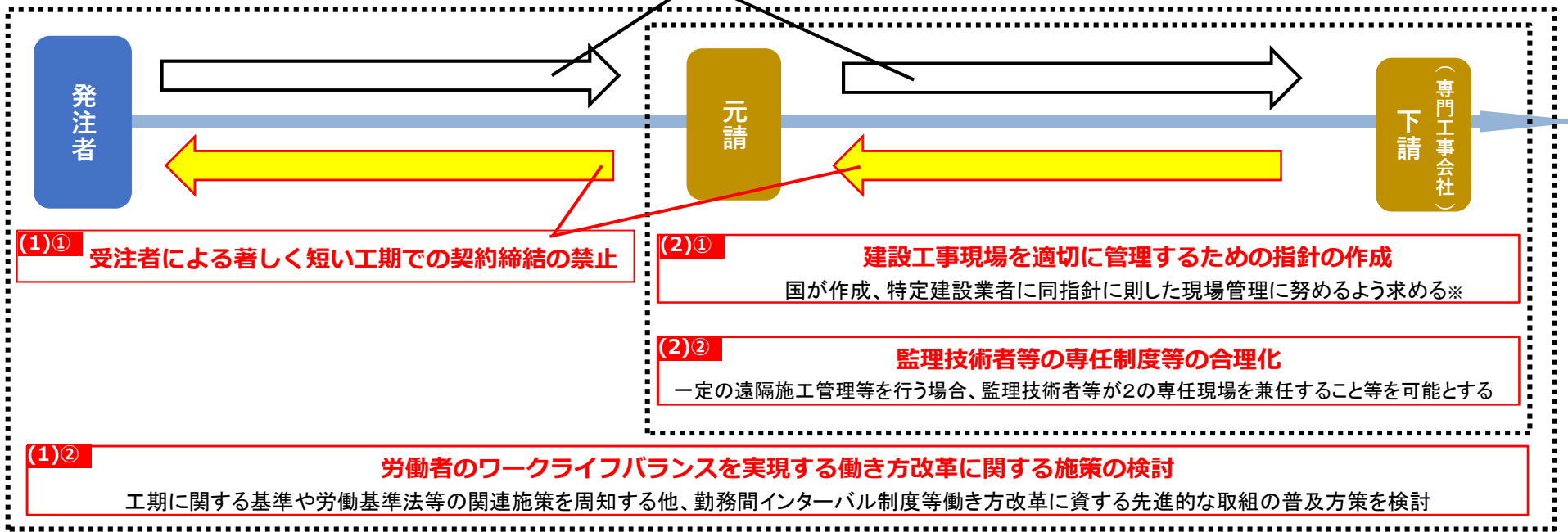
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する情報通信技術の活用が十分に進んでいない。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

5. その他

目的：中部管内の工業高校・専門学校の学生を対象に、専門工事業の職業体験を通じ建設業の魅力ややりがいを伝え入職につながる場を提供することで、将来の建設業の担い手を確保し、業界の継続的な発展に寄与することを目的とする。（主催：建設産業専門団体 中部地区連合会）

開催日：令和5年9月28日～29日 2日間 ※今年度は春（5/25～26）と秋2回開催

場所：ポリテクセンター中部（愛知県小牧市）

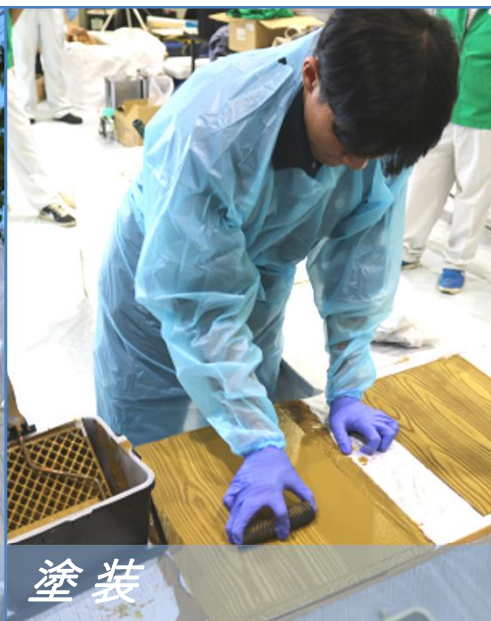
参加者：愛知・岐阜・静岡県内の工業高校・専門学校生 約200人

参加業種：型枠・鉄筋・とび・内装・タイル・左官・ダイヤモンド工事・圧接・クレーン・重機・PC・塗装の12業種

アンケート結果：「将来建設業の仕事をしたい」フェア前83.5% → フェア後87.5% 4%UP!

参加者の声：普段体験できない事も出来たので、将来のことも考えられる良い機会だと思った。

先生の声：多種の技能を横断的に一気に見ることができ、効果的に全体像をつかめた。



元請企業における建設発生土の搬出先確認

元請業者のみなさまへ

**令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が
最終搬出先まで義務づけられます！
～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～**

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



**登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。**



**普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、
登録制度のご紹介をお願いします。**

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※²
 - ② 発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者に通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※¹ 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co地・As地・建設発生土材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※² 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元を受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

↑（前ページをご覧ください）

ストックヤード運営事業者登録制度

ストックヤード事業者のみなさまへ

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

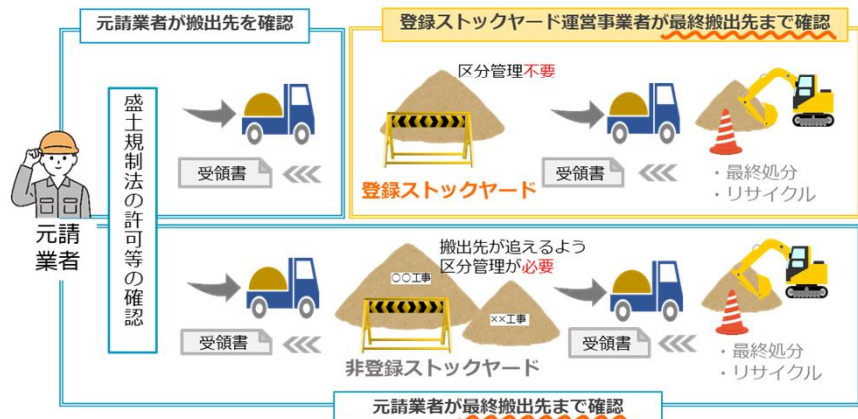
令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



※元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
※最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

＜登録可能なストックヤードとは？＞

- ストックヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
（例）ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

＜登録したら実施する業務とは？＞

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP※で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

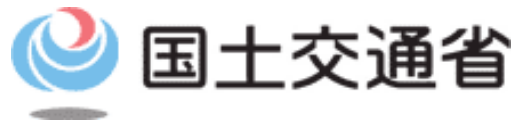
- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP※をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者へ、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛土利用等し再搬出ししないもの）
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- ストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

＜登録申請方法は？＞

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP※よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。

建設業の人材確保・育成に向けて（令和6年度予算案の概要）

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%**となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ **国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和6年度予算案において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- **適正な雇用関係と併せた取組**（国交省）
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- **建設関係助成金による支援**（厚労省）
CCUSの普及促進に取り組む建設事業主団体を支援
- **CCUSの普及啓発等**（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

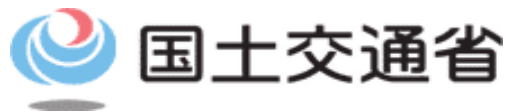
魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和6年度予算案の概要



人材確保

※◆は建設業に特化した支援

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

適正な工期設定等による働き方改革の推進
建設業の生産性向上の促進
建設技術者の担い手確保の推進
地方の入札契約改善推進事業
建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進
建設職人の安全・健康の確保の推進
建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進

2.1億円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援

72億円

◆ 「つなぐ」化事業の実施

28百万円

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援

48億円

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援

19百万円

◆ 働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業 2.1億円

※令和5年度補正予算

人材育成

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

2.1億円

◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援

447億円の内数

◆ 中小建設事業主等への支援

4.8億円

◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施

1.3億円

◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導

23億円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)

72億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

2.1億円

◇ 働き方改革推進支援助成金による支援

71億円

◇ 働き方改革推進支援センターによる支援

31億円

◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施

82百万円

◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲)

28百万円

◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業

1.1億円

◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施

96百万円

◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施

30百万円

◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業

87百万円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)

72億円

人材確保

2.1億円（1.9億円）

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

○ 適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

令和6年4月より建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革の更なる推進のため、工期設定に関する実態調査や週休2日を反映した適正な工期設定に向けた周知・啓発を実施。

○ 建設業の生産性向上の促進【継続】

建設業の生産性向上を促進すべく、地域建設業の災害対応における効果的な取組について、調査検討を行うとともに普及啓発を図る。

○ 建設技術者の担い手確保の推進【継続】

建設技術者の担い手確保に資する人材有効活用・環境整備のため、効率的な技術者配置等の調査検討や建設業法に基づく国家試験の効率化・電子化のための調査検討を実施。

○ 地方の入札契約改善推進事業【継続】

労働時間上限規制（令和6年度）への対応や、公共工事の円滑な施工確保を図るとともに、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保を実現させるため、地方自治体の入札契約の改善に向け、地域ごとの特性を踏まえた取組の加速化を実施。

○ 建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進【継続】

建設業の担い手確保につながる労働者の処遇改善のため、一人親方問題に対してより実効性のある施策を検討するための実態調査及び一人親方を適切な契約関係へと誘導する説明会を実施。

○ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備するため、安全衛生経費に関する調査及び戦略的広報を実施。

○ 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】

将来の担い手確保のため建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とすべく、令和6年度までの5か年計画を官民で策定し施策を推進してきたところ、現行動計画の総括、次期行動計画策定に向けた検討会等を実施。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材確保

(前頁の取組のほか、令和5年度補正予算で以下を措置)

- ◆ **働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業【新規】** **2.1億円**
令和6年4月から時間外労働規制が適用されるに当たり、働き方改革の実現に向けて、建設現場における効率的な施工を促進するためのモデル事業の実施、普及啓発に係る事業を実施。

人材育成

- ◆ **働き方改革等による建設業の魅力向上** (再掲) **2.1億円 (1.9億円)**
- ◇ **大工技能者等の担い手確保・育成支援【継続】** **447億円の内数 (280億円の内数)**
木造住宅の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組について、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **働き方改革等による建設業の魅力向上** (再掲) **2.1億円 (1.9億円)**

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材確保

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】

72億円（76億円）

- 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- 建設キャリアアップシステム等を普及促進するため、人材確保等支援助成金において、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し助成する。
- 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする（令和6年度末まで延長）。

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】

28百万円（28百万円）

若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】

48億円（44億円）

※上記に加え、令和5年度補正予算 68百万円

- 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

19百万円（18百万円）

建設等も含めた多様な業種に関しての職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

人材育成

- ◆ **中小建設事業主等への支援【継続】** **4.8億円（4.8億円）**
離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。

- ◆ **建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】** **1.3億円（1.3億円）**
 - ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。
 - ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。

- ◇ **ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】** **23億円（22億円）**
ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）** **72億円（76億円）**

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

◇ 働き方改革推進支援助成金による支援【継続】

71億円（68億円）

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。

◇ 働き方改革推進支援センターによる支援【継続】

31億円（37億円）

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施等を行う。また、全国センターにおいて、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】

82百万円（82百万円）

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】（再掲）

28百万円（28百万円）

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和5年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【継続】** **1.1億円（1.1億円）**
労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。
- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **96百万円（96百万円）**
安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。
- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円（30百万円）**
関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。
- ◆ **墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】** **87百万円（87百万円）**
足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）** **72億円（76億円）**